



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 () 一
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (西部創造東松山支所) 二
- 県有地の売払いに関する入札公告 (管財課) 二
- 大規模小売店舗の新設に関する公示 (商業支援課) 四
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 () 四
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課) 五
- 測量法に基づく公共測量の終了 () 六
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課) 六
- 建設業法第二十八条第三項に基

づく営業停止処分

- 蓮田都市計画用途地域の変更の案の縦覧 (都市計画課) 七
- 東松山市市の川特定土地区画整理組合の定款の変更認可 (市街地整備課) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築指導課) 七
- 県道所沢堀兼狭山線の区域の変更 (川越県土) 七
- 開発行為に関する工事の完了公告 (飯能県土) 八
- 県道皆野荒川線の区域の変更 (秩父県土) 八
- 県道皆野荒川線の供用の開始 () 九
- 県道秩父兒玉線の区域の変更 () 九
- 県道秩父兒玉線の供用の開始 () 九

告示

- 秩父県土 (秩父県土) 一〇
- 熊谷県土 (熊谷県土) 一〇
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 一〇
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一一
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 一一
- 埼玉県教育委員会規則第三十七号中訂正 (文書課) 一一
- 埼玉県告示第千五百四十五号目次中訂正 () 一一
- 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。
 - 一 埼玉県告示第千六百二号
 - 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
 - 特定非営利活動法人埼玉県少年少女囲碁協会
 - 代表者の氏名 石津 賢治
 - 主たる事務所の所在地 埼玉県さいたま市緑区大字大門二九二三番地一一
 - 三 定款に記載された目的
 - この法人は、少年少女に対して、囲碁の普及と棋力向上に資すること及び囲碁文化の継承と囲碁を通じた青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用して備え置く方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二十二日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人国際カウンセリ

ング研究所

三 代表者の氏名

秦 哲美

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目一六四番地イワセビル二階A号室

五 定款に記載された目的

この法人は、心理的なカウンセリングに関する研修会や研究会、講演会、心理カウンセラーの養成、心理相談等を通して、青少年の健やかな成長や、

一般市民の精神的な健康の維持・増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センター東松山支所において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人白鳥

三 代表者の氏名

藤 美人

四 主たる事務所の所在地

埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷四百二十五番一

十五番一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会で生活している高齢者、障害児者およびその他支援を必要とする人々に対して、地域に根ざした助け合い、健康維持増進と介護並びに介護予防のための情報提供および子育て支援の活動を行い、すべての人々が健やかに生活できる地域社会づくりと福祉に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部

NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県

NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田 清司

一 申請のあった年月日

平成十九年十月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 Living in Japan

三 代表者の氏名

築瀬 裕美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県草加市花栗三丁目二十一番八

一八〇四号

五 定款に記載された目的

この法人は、日本語を母語としな

い、また日本文化を母文化としない人達

が日本で生活したり子どもを学校に通

わせたりするための支援を行い、より

よく地域になじみ、暮らせることを

目的とする。また成熟した「多文化共

生社会」として、お互いの文化などを

尊重し合えるまちづくりに寄与するこ

とを目的とする。

埼玉県告示第千六百六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年十一月二日

一 入札内容

埼玉県知事 上田 清司

イ 件名
土地建物の売払い
物件の表示
物件番号 五十三

土地の所在	地目	地積 (平方メートル)	備考
上尾市大字上尾村字吉田千三百三十七番十四	宅地	一三二・二三	
上尾市大字上尾村字吉田千三百三十七番四	山林	一五四	持分一五四分の十九

物件番号 五十四

建物の所在	種類	延床面積 (平方メートル)	備考
上尾市大字上尾村字吉田千三百三十七番地十四	居宅	一〇六・二四	

土地の所在	地目	地積 (平方メートル)	備考
上尾市浅間台一丁目二十一番十三	宅地	一一六・六二	
上尾市浅間台一丁目二十一番三	公衆用 道路	五〇	持分四分の一

建物の所在	種類	延床面積 (平方メートル)	備考
上尾市浅間台一丁目二十一番地十三	居宅	七四・九四	

二 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に該当する者は、入札に参加できない。

三 契約条項を示す場所、入札参加要領及び申込書の交付場所、入札参加申込みの場所並びに問い合わせ先

郵便番号三三〇―九三〇一 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県庁本庁舎三階南西 埼玉県総務部管財課公有財産担当 平井、若林 電話
〇四八―八三〇―二五九〇(直通)
四 入札手続等

イ 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、平成十九年十一月二十六日(月)から同月三十日(金)までの午前十時から午後四時までの間(正午から午後一時までの間を除く。)に申込みをしなければならない。なお、郵送による申込みは受け付けない。

ロ 入札・開札の日時及び場所

(1) 日時

- 一 物件番号五十三
平成十九年十二月五日(水) 午前十時
- 二 物件番号五十四
平成十九年十二月五日(水) 午前十一時

各締切後即時開札

(2) 場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十四番二十一号 職員会館四階四〇二会議室

ハ 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

ニ 入札保証金

入札参加者の見積もる契約金額の百分の五以上の額(銀行振出の小切手により納付すること。)

ホ 入札の無効

入札に参加する資格のない者とした入札及び入札参加要領に違反した入札は無効とする。

ヘ 落札者の決定方法

落札者は、埼玉県の予定価格以上の価格で最高の価格をもって入札した者とする。

埼玉県告示第千六百七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

さいたまコープ コープ草加八幡店

草加市八幡町六百三十番地五

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

生活協同組合さいたまコープ 代表 佐藤利昭

さいたま市南区根岸一丁目五番五号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十年六月二十四日

ニ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千三百三十二・三平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

建物外一階平面駐車場 位置 図面省略 収容台数 二二台

建物外二階屋上駐車場 位置 図面省略 収容台数 四八台

合計 七〇台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 九五台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 一四九平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一四立方メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前九時から午後十一時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時四十五分から午後十一時十五分

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口 一箇所

荷捌き施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成十九年十月二十三日

二 縦覧期間

平成十九年十一月二日から平成二十年三月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部産業労働センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成十九年十一月二日から平成二十年三月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第千六百八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二外

口 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

建設地(工業地域)に隣接する戸田飛び地(用途指定・第一種住居)に住む私たちの住居が無視されたり、設定のごまかしはおかしい。

施工社との協議でもほぼ無視された主張。基準違反の届出書は無効。

「新設届出書」の用途指定はあたかも隣接地に第一種住居がない記載になっており、記入の欠落、地図改ざんなど基準違反で、認められない。

第一種住居を認識しており、違反の届出は取下げ、再提出すべき。

「ララガーデン川口」予定地隣の、戸田市(第一種住居)が欠落している。添付地図から隣接地住居が消されている。大店法による届出内容をごまかし、虚偽の記載、地図の改ざんした届出書は無効である。

「新設届出書」は私たちの第一種住居の昼間五十五デシベル以下、夜間四十五デシベル以下の基準を満たしていない。取下げが妥当ではないのか。

「騒音に係わる環境基準」の第一種住居適用である、昼間五十五デシベル以下、夜間四十五デシベル以下の基準に違反している。取下げで反省して出直しを。

解体工事の時から近隣住民と施工社(三井不動産ら)は工事による被害防止、騒音規制厳守で協議・交渉してきた。①三階・屋上の駐車場への入口(スロープ)を別へ移動する。②第一種住居近くの平面駐車場の取りやめ。③建設施設を荒川方向に五メートル移動などを要望して協議してきた。

「新設届出書」によると戸田・第一種住居近くに荷さばき所(二、三)が建設予定。深夜(朝四〜六時)に大型車十二台の予定は騒音規制違反。

私たちの主張を認め「騒音に係わる環境基準」を満たす内容に変更を。

二 縦覧期間

平成十九年十一月二日から平成十九年十二月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)ララガーデン川口

川口市宮町九十二の二外

口 同法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

川口駅方面の顧客を取り込むに当たり、県道練馬川口線路面等の店舗出口にその退館車両を川口駅方面へ店舗より直接誘導する経路を有していない事による周辺道路への車両渋滞で、なんらかの川口駅方面への車両の誘導対策を店舗側としてとらなければならないのではないか。

緑川新設の橋及び新設道路の交通予測に関して、川口駅方面・西川口駅方面へ帰宅する車両の菖蒲橋交差点等の通行増大や、国道十七号への抜け道化が起る可能性を秘めており、戸田第二小学校及び喜沢中学校の通学路や巡回バス路線等を含む、周辺道路の安全を確保する対策を講ずるべきではないのか。

店舗入口駐輪場の位置などから、緑町から原町小学校等への通学路を含む県道練馬川口線の喜沢橋周辺及び南町交差点へ抜けるまでの歩道及び路肩が狭い事による、来店の自転車などの交通対策の不足、また、市道横曾根八十四号線において川口駅方面への抜け道化による車両への対策の不足ではないか。

以上、出店にあたり車両誘導や周辺道路の整備(時差式信号機の設置等を含む)店舗側及び自治体の対策が必要であると思われる。

二 縦覧期間

平成十九年十一月二日から平成十九年十二月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県中央産業労働センター

埼玉県告示第千六百九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項及び第二項の規

埼玉県告示第千六百十号

測量計画機関の長である独立行政法人 都市再生機構埼玉地域支社長川本得信から次のとおり公共測量を実施する旨の通

知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二日
埼玉県知事 上田清司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構

二 作業種類

公共測量(世界測地系への座標変換)

三 作業地域

さいたま市西区指扇、高木、清河寺の各一部

四 作業期間

平成十九年七月二十七日から平成二十年一月三十一日まで

埼玉県告示第千六百一十一号

平成十七年埼玉県告示第千四百五十五号及び平成十八年埼玉県告示第千二百二号で公示した公共測量(街区基準点測量及び街区点測量)は、平成十九年三月三十一日終了した旨測量計画機関の長である国土交通大臣から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百一十二号

平成十九年埼玉県告示第五百七十四号で公示した公共測量(出来形確認測量)は、平成十九年九月二十八日終了した旨測量計画機関の長である上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理事業施行者埼玉県代表者埼玉県知事上田清司から通知を受けたので、測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百一十三号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号

第二〇〇六一三〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

比企郡川島町大字角泉字鶴柿五六三

一他三四筆

三 雨水流抑制施設の容量

一六二七・五立方メートル

埼玉県告示第千六百一十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田清司

一 処分をした年月日

平成十九年十一月一日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

有限会社ダイキ

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県児玉郡神川町大字新里二千三百十八番地九

ハ 代表者の氏名

町田 信介

ニ 許可番号

埼玉県知事許可(般一六)第五八九〇二号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止(建設業の営業の全部について平成十九年十一月十六日から同月二十二日までの七日間)

四 処分の原因となった事実

有限会社ダイキ及び同社の前代表取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に違反する行為があったとして、起訴され、平成十七年七月五日、水戸地方裁判所から同社は罰金三百万円、同社の前代表取締役は懲役二年六月(執行猶予三年)及び罰金百万円の判決を受け、平成十七年七月二十日、その刑が確定している。このことは、法第二十八条第一項第三号に該当する。

埼玉県告示第六百十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 都市計画の種類及び名称
蓮田都市計画用途地域
- 二 都市計画を変更する土地の区域
蓮田市上一丁目及び上二丁目の各一部
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部都市計画課、白岡町都市計画課、菖蒲町産業建設課
- 四 縦覧期間
平成十九年十一月二日から平成十九年十一月十六日まで

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 組合の名称
東松山市市の川特定土地地区画整理組合
- 二 事業施行期間
平成三年十二月二十四日から平成二十五年三月三十一日まで
- 三 施行地区
東松山市加美町、大字市の川字悪戸、字東耕地、字東、大字松山字峯の各一部
- 四 事務所の所在地
東松山市松葉町一丁目一番五十八号
- 五 設立認可の年月日
平成三年十二月二十四日
- 六 変更認可の年月日
平成十九年十一月二日

平成十九年六月一日

指令熊整第〇八一八〇〇一三三三号

- 二 検査済証番号
平成十九年十月二十九日第七十二号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
大里郡寄居町大字赤浜字上寺西九一九一外八筆
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大里郡寄居町大字赤浜一〇五四株式会社 アサノ
代表取締役 浅野 民夫

平成十九年十一月二日

埼玉県告示第六百十八号

埼玉県知事 上田 清司

- 一 許可番号
平成十九年八月三十一日 指令杉整第一九〇一一二〇号
- 二 検査済証番号
平成十九年十月三十日第七十四号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町倉松三丁目一〇四一四、一〇四一五
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡鷲宮町桜田一丁目二六番三(第三工区)
東京都市西東京市芝久保町四丁目二六番二
株式会社 東栄住宅
代表取締役 佐々野 俊彦

号

山崎建設株式会社

代表取締役 山崎 勝

埼玉県告示第六百十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 許可番号
平成十九年十月十五日 指令杉整第一八〇二四三三三号
- 二 検査済証番号
平成十九年十月三十日第七十三号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡鷲宮町桜田一丁目二六番三(第三工区)
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都市西東京市芝久保町四丁目二六番二
株式会社 東栄住宅
代表取締役 佐々野 俊彦

埼玉県告示第六百十六号

土地地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定により、土地地区画整理組合の定款の変更を認可したので、次のとおり公告する。

埼玉県告示第六百十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二日

埼玉県知事 上田 清司

- 一 許可番号

埼玉県川越県土整備事務所長告示第六十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十一月二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県川越県土整備事務所長 堀本 一夫

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 所沢堀兼狭山線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			所沢市大字下富字武野九五番四地先から狭山市大字堀兼字富士隠レ二〇九二番三地先まで	二五・〇〇、 四二・〇〇	一一四七・〇〇	平成八年四月一日付け埼玉県告示第五百八十一号の道路予定区域の一部変更である。	

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第五十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二日

埼玉県飯能県土整備事務所長

根岸 功

- 一 許可番号
平成十九年十月十六日
指令飯整第一九〇〇八一号

二 検査済証番号

平成十九年十月二十六日

飯整第一九〇〇三九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字岩井字前原一四九二番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字川角六九五番地一〇

有限会社 信濃住宅

代表取締役 海老名 京子

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二日

埼玉県東松山県土整備事務所長

谷口 建一

一 許可番号

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加 和隆

平成十九年十月十九日

第一五〇三〇二二号

二 検査済証番号

平成十九年十月二十九日

第一九〇一〇九号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字福田字腰巻三九九

一 一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字福田三五四一

川口 富男

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第二十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成十九年十一月二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 皆野荒川線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	秩父市小柱字合川七番二地先から同市小柱字柳井二八番一 地先まで		五・〇〇}	二五五・五〇	地方特定道路(改築)整備工事による拡幅
旧			八・二〇}		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日	備 考
皆野荒川線	秩父市小柱字合川七番二地先から同市小柱字柳井二八番一 地先まで	平成十九年十一月二日	延長二五五・五〇メートル

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

平成十九年十一月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

その関係図面は、平成十九年十一月二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 秩父児玉線
- 三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
新	秩父市小柱字八坂二五九番一地先から同市小柱字合川二番 二地先まで		四・五〇}	五〇七・〇〇	地方特定道路(改築)整備工事による拡幅
旧			一〇・〇〇}		

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年十一月二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県秩父県土整備事務所長 須加和隆

秩父児玉線	秩父市小柱字八坂二五九番一地先から同市小柱字合川二二番二地先まで	平成十九年十一月二日	延長五〇七・〇〇メートル
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十九年十一月二日から三十日間埼玉県土整備部道路環境

課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十一月二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大塚哲史

深谷東松山線	熊谷市板井字新田一〇四六番一地先から同市小江川字大犬塚二一六三番二地先まで	平成十九年十一月二日	延長二二二・九〇メートル。(ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

一 許可番号
平成十九年九月二十七日
指令杉整第一九〇〇二一一号
二 検査済証番号
平成十九年十月二十四日
杉整第一〇七六一号

北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字女鉢一三番地
一 一、一四
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
さいたま市北区宮原町三丁目二六三番地

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十五号
都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年十一月二日
埼玉県杉戸県土整備事務所長

三 開発区域に含まれる地域の名称

有限会社 インペリアルホーム
代表取締役 青木 忠

で、公告する。

平成十九年十一月二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年七月三十日

指令杉整第一九〇〇八八〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月二十四日

杉整第一〇七七―一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡鷺宮町鷺宮三丁目二二二四

―二―、―三―

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目二二―二

株式会社 飯田産業

代表取締役 兼井 雅史

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十七号

七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百

号)第三十六条第三項の規定により、次

の開発行為に関する工事が完了したの

で、公告する。

平成十九年十一月二日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎 本 恵 樹

一 許可番号

平成十九年九月二十六日

指令杉整第一九〇一二八〇号

二 検査済証番号

平成十九年十月二十九日

杉整第一〇七九―一―号

三 開発区域に含まれる地域の名称

北葛飾郡杉戸町大字下野字山合九五

四―二―〇

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都練馬区石神井町二丁目二六番

一―号

一建設株式会社 代表取締役 小泉

公善

埼玉県教委告示第三十三号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成十九年十一月二日

埼玉県教育委員会委員長

高 橋 史 朗

一 日時

平成十九年十一月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

一―号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

埼玉県選管告示第三十号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する

法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁

判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による

場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定

した。

平成十九年十一月二日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人緑風会 特別養護老人ホーム 花ノ木の郷	桶川市大字加納一八二四番地の
老人ホーム	社会福祉法人三恵会 特別養護老人ホーム ひかわ	さいたま市西区大字高木八九二番地

正 誤

埼玉県教育委員会規則第三十七号(平

成十九年十月二十六日第九百二十二

号)中訂正

ページ 段 行 誤

一 三 後から六 高橋 史郎

正 高橋 史郎

ページ 段 行 誤

一 一 後から四 温暖化対策室

正 温暖化対策課

温暖化対策課

埼玉県告示第千五百四十五号(平成十

九年十月二十六日第九百二十二号)目

次中訂正